

## 平成22年第1回東大和市議会臨時会会議録目次

応招・不応招議員 .....	1
----------------	---

---

### ○2月23日（第1号）

出席議員 .....	3
欠席議員 .....	3
議会事務局職員 .....	3
出席説明員 .....	3
議事日程 .....	4
本日の会議に付した事件 .....	4
開会・開議 .....	5
日程第 1 会議録署名議員の指名 .....	5
日程第 2 会期の決定 .....	5
議事日程第1号追加の1 議第1号議案 東大和市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を 改正する条例 .....	6
日程第 3 第1号報告 専決処分の報告について .....	7
日程第 4 第2号報告 専決処分の報告について .....	8
日程第 5 第1号議案 東大和市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例 .....	9
日程第 6 第2号議案 東大和市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 .....	10
日程第 7 第3号議案 平成21年度東大和市一般会計補正予算（第5号） .....	16
日程第 8 第4号議案 平成21年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号） .....	16
日程第 9 第5号議案 平成21年度東大和市下水道事業特別会計補正予算（第3号） .....	16
日程第10 第6号議案 平成21年度東大和市土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号） .....	16
日程第11 第7号議案 平成21年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第4号） .....	16
日程第12 第8号議案 平成21年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号） .....	16
閉議・閉会 .....	21

---

○ 応招・不応招議員

応招議員 22名

1番	吉野	孝君	2番	西川	洋一君
3番	尾崎	利一君	4番	粕谷	久美子君
5番	関田	貢君	6番	中村	庄一郎君
7番	粕谷	洋右君	8番	森田	憲二君
9番	関野	杜成君	10番	小林	知久君
11番	押本	修君	12番	蜂須賀	千雅君
13番	関田	正民君	14番	石川	庄太郎君
15番	長瀬	りつ君	16番	尾崎	信夫君
17番	佐村	明美君	18番	中間	建二君
19番	御殿谷	一彦君	20番	下条	学君
21番	大后	治雄君	22番	二宮	由子君

不応招議員 なし

# 平成22年第1回東大和市議会臨時会会議録第1号

平成22年2月23日（火曜日）

## 出席議員（22名）

1番	吉野孝君	2番	西川洋一君
3番	尾崎利一君	4番	粕谷久美子君
5番	関田貢君	6番	中村庄一郎君
7番	粕谷洋右君	8番	森田憲二君
9番	関野杜成君	10番	小林知久君
11番	押本修君	12番	蜂須賀千雅君
13番	関田正民君	14番	石川庄太郎君
15番	長瀬りつ君	16番	尾崎信夫君
17番	佐村明美君	18番	中間建二君
19番	御殿谷一彦君	20番	下条学君
21番	大后治雄君	22番	二宮由子君

## 欠席議員（なし）

## 議会事務局職員（4名）

事務局長	石川和男君	事務局次長	桜井輝幸君
議事係長	小島裕治君	主事	指田弘安君

## 出席説明員（19名）

市長	尾又正則君	副市長	小飯塚謙一君
教育長	佐久間栄昭君	企画財政部長	浅見敏一君
総務部長	氏井博君	市民部長	北田和雄君
子ども生活部長	木内和郎君	福祉部長	榎本豊君
福祉部参事	小島昇公君	建設環境部長	並木俊則君
学校教育部長	阿部晴彦君	社会教育部長	窪田きく江君
財政課長	関田新一君	総務管財課長	町田誠二君
職員課長	溝呂木公一君	総務部副参事	神山尚君
保険年金課長	町田悦郎君	下水道課長	池谷一君
区画整理課長	柚木行夫君		

## 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

議事日程第 1 号追加の 1 議第 1 号議案 東大和市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

第 3 第 1 号報告 専決処分の報告について

第 4 第 2 号報告 専決処分の報告について

第 5 第 1 号議案 東大和市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第 6 第 2 号議案 東大和市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 7 第 3 号議案 平成 21 年度東大和市一般会計補正予算（第 5 号）

第 8 第 4 号議案 平成 21 年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）

第 9 第 5 号議案 平成 21 年度東大和市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

第 10 第 6 号議案 平成 21 年度東大和市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 3 号）

第 11 第 7 号議案 平成 21 年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）

第 12 第 8 号議案 平成 21 年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）

## 本日の会議に付した事件

議事日程第 1 から第 12 まで

午前 9時30分 開会・開議

○議長（粕谷洋右君） ただいまから、平成22年第1回東大和市議会臨時会を開会いたします。

---

○議長（粕谷洋右君） 直ちに、本日の会議を開きます。

---

○議長（粕谷洋右君） 2月19日に議会運営委員会が開催されておりますので、ここで議会運営委員会委員長、森田憲二議員の報告を求めます。

〔議会運営委員会委員長 森田憲二君 登壇〕

○8番（森田憲二君） おはようございます。

去る2月19日、議会運営委員会が開催されましたので御報告申し上げます。

まず会期であります、本日1日限りといたします。

会議録署名議員は、9番 関野杜成議員、12番 蜂須賀千雅議員の両名であります。

議事は第1・2号報告、第1号議案から第8号議案までですが、第3号議案から第8号議案は関連することから一括議題とし審議をしていただき、閉会となります。

なお追加議案として、議第1号議案を会期の決定の後、直ちに追加し審議いたします。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。議長において、よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

〔議会運営委員会委員長 森田憲二君 降壇〕

○議長（粕谷洋右君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告を終了いたします。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（粕谷洋右君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長より指名いたします。

9番 関野杜成議員

12番 蜂須賀千雅議員

を指名いたします。

---

#### 日程第2 会期の決定

○議長（粕谷洋右君） 日程第2 会期の決定を議題に供します。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

---

○議長（粕谷洋右君） ここで議事日程の追加についてお諮りいたします。

本日全議員により、議第1号議案 東大和市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例が提出されました。

お諮りいたします。

本案につきましては緊急を要する事件と認め、本日の議事日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

---

議事日程第1号追加の1 議第1号議案 東大和市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（粕谷洋右君） 議事日程第1号追加の1 議第1号議案 東大和市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔5番 関田 貢君 登壇〕

○5番（関田 貢君） 皆さん、おはようございます。

ただいま議題となりました議第1号議案 東大和市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例、本案につきまして提出者を代表し提案理由並びに内容の説明を行います。

本案は、東大和市議会議員の期末手当の支給月数を改定するものであります。

東大和市議会では、従前より議会の簡素化や効率化を初め、議会費予算の削減等に努めてきたところであり、平成21年度の議員の期末手当に関しては、昨年5月に出示された臨時の人事院勧告並びに東京都の人事委員会勧告を尊重し、既に昨年6月の期末手当の0.2カ月分を削減したところではありますが、その後厳しい経済・雇用情勢が民間の給与に反映されたことを受けて、再び8月に人事院、10月に東京都の人事委員会から公務員給与の減額改定の勧告が出示されました。

このような、なお一層厳しい社会経済状況並びに数年来続く当市の厳しい財政状況等を勘案し、今回も議員みずから率先垂範をすべく、議員の平成22年3月の期末手当を0.05カ月分削減することを、議会の総意により提出するものであります。

それでは、内容について説明いたします。

付則第2項を次のように改めるものであります。

見出しを「（平成22年3月に支給する期末手当に関する特例措置）」とし、付則第2項として、「平成22年3月に支給する期末手当に関する第8条第2項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは、「100分の20」とする。」ものであります。

これは平成22年3月期の期末手当支給率を0.05カ月減じるものであります。

次に、附則であります。条例の施行日について規定したもので、平成22年3月1日から施行するものであります。

以上、提案理由並びに内容の説明といたします。

議長において、よろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

以上です。

〔5番 関田 貢君 降壇〕

○議長（粕谷洋右君） お諮りいたします。

本案につきましては、全議員による提出でありますので、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 御異議ないものと認め、さよう決し、直ちに採決いたします。

議第1号議案 東大和市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

### 日程第3 第1号報告 専決処分の報告について

○議長（粕谷洋右君） 日程第3 第1号報告 専決処分の報告について、本件の報告を行います。報告を求めます。

〔副市長 小飯塚謙一君 登壇〕

○副市長（小飯塚謙一君） ただいま議題となりました第1号報告 専決処分の報告についてにつきまして、御説明申し上げます。

報告の内容は、平成22年1月15日に起きました庁用自動車による物損事故の損害賠償についてであります。

議会の議決により指定されました「損害賠償額の決定及び和解に関する市長の専決処分について」に基づき、平成22年1月29日付で専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき御報告申し上げるものであります。

損害賠償額につきましては2万8,770円で、相手方は東京都国分寺市本多2丁目8番地30、三森尚子氏であります。

事故の概要について御説明申し上げます。

本件は、平成22年1月15日、金曜日、午前9時40分ごろ、東村山市萩山町3丁目26番地16、逸見病院駐車場内において発生いたしました庁用自動車による物損事故であります。

当日、庁用自動車が駐車しようとしたところ、駐車していた相手方車両に接触し損傷させたものであります。

なお、損害賠償につきましては、事故の状況から市に過失があることといたしまして示談をしたもので、相手方車両の修理代金等として2万8,770円を市が支払うものであります。

相手方へ支払います損害賠償金は、社団法人全国市有物件災害共済会に加入しておりますことから全額補てんされる予定でございます。

日ごろから庁用自動車を運転する職員に対し、安全確認、安全運転の励行、法令等の遵守を行うよう指導しているところでございます。今回の事故原因を分析し、今後より一層交通事故防止に努めていく所存であります。

以上、御報告申し上げます。よろしく御願いいたします。

〔副市長 小飯塚謙一君 降壇〕

○議長（粕谷洋右君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上で、第1号報告を終了いたします。

---

#### 日程第4 第2号報告 専決処分の報告について

○議長（粕谷洋右君） 日程第4 第2号報告 専決処分の報告について、本件の報告を行います。

報告を求めます。

〔副市長 小飯塚謙一君 登壇〕

○副市長（小飯塚謙一君） ただいま議題となりました第2号報告 専決処分の報告について、御説明申し上げます。

報告の内容は、平成22年1月6日に起きました庁用自動車による人身事故の損害賠償についてであります。

議会の議決により指定されました「損害賠償額の決定及び和解に関する市長の専決処分について」に基づき、平成22年2月9日付で専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき御報告申し上げます。

損害賠償額につきましては20万1,160円で、相手方は東京都東大和市仲原4丁目8番地の19、岡田陽子氏であります。

事故の概要について御説明申し上げます。

本件は、平成22年1月6日、水曜日、午後1時32分ごろ、東大和市向原3丁目6番、ハミングホール北側交差点において発生した庁用自動車による人身事故であります。

当日、交差点の北方から進入し右折をした際に、横断歩道を横断中の相手方自転車の後部に接触し、相手方が負傷したものであります。

なお損害賠償につきましては、事故の状況から市に過失があることといたしまして示談をしたもので、相手方の治療費及び慰謝料等として20万1,160円を市が支払うものであります。

相手方へ支払います損害賠償金は、社団法人全国市有物件災害共済会に加入しておりますことから全額補てんされる予定であります。

日ごろから庁用自動車を運転する職員に対し、安全確認、安全運転の励行、法令等の遵守を行うよう指導しているところであります。今後も職員に対しまして、より一層交通事故防止に努めるよう指導を徹底していく所存であります。

以上、御報告申し上げます。よろしくお願ひいたします。

〔副市長 小飯塚謙一君 降壇〕

○議長（粕谷洋右君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上で、第2号報告を終了いたします。

---

**日程第5 第1号議案 東大和市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例**

○議長（粕谷洋右君） 日程第5 第1号議案 東大和市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小飯塚謙一君 登壇〕

○副市長（小飯塚謙一君） ただいま議題となりました第1号議案 東大和市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、市長及び副市長の期末手当の年間支給月数を年4.4カ月から4.15カ月に引き下げるものであります。

なお教育長につきましても、後ほど御説明申し上げますように、市長及び副市長の期末手当と同様の引き下げを行うこととしております。

市長、副市長及び教育長につきましては、厳しい財政状況を踏まえ、平成20年4月1日から4%の給料削減を実施しているところでありますが、給料月額を算定基礎とする期末手当につきましても同様に4%の削減を実施しているところであります。

今回民間の厳しい景気動向を反映した人事院勧告、東京都人事委員会勧告及びそれらの勧告を受けた国や東京都、近隣市の状況を参考に、市長及び副市長の期末手当の支給月数を年4.4カ月から0.25カ月引き下げて、年4.15カ月とするものであります。

なお教育長につきましては、東大和市教育委員会教育長の給与等に関する条例第3条第2項において、「期末手当の額は、市長等の職務にある者の例による」と規定されていることから、市長及び副市長の期末手当の支給月数を引き下げることにより、教育長の期末手当の支給月数も市長及び副市長と同様の支給月数に自動的に引き下げられるものであります。

内容について御説明申し上げます。

第3条第2項第2号中「100分の205」を「100分の195」に改め、同項第3号中「100分の210」を「100分の195」に改めるとするものであります。

これは平成22年度以降の期末手当の支給月数について、6月の期末手当を2.05カ月から0.1カ月分引き下げ1.95カ月とし、12月の期末手当を2.1カ月から0.15カ月引き下げ、同じく1.95カ月とするものであります。なお3月の期末手当については、従前のおり0.25カ月のままであります。この改正に伴い、平成22年度以降の期末手当の支給月数は年4.4カ月から0.25カ月引き下げて年4.15カ月となります。

次に、平成21年度の期末手当の改正についてであります。

内容につきましては、付則第2項を次のように改めるとして、見出しを「（平成22年3月に支給する期末手当に関する特例措置）」に改め、同項を「平成22年3月に支給する期末手当に関する第3条第2項第1号の規定の適用については、同号中「100分の25」とあるのは、「100分の20」とする。」に改めるものであります。

これは平成21年第1回臨時会において、東大和市特別職職員の給与等に関する条例の制定時の付則に、付則第2項として、平成21年6月の期末手当を0.2カ月引き下げる規定を加えておりますが、今回はこの加えられた付則第2項を改正し、平成22年3月に支給する期末手当の支給月数を0.05カ月引き下げて0.2カ月とするも

のであります。この改正に伴い平成21年度の期末手当の支給月数は、平成21年6月の期末手当において引き下げられた0.2カ月と今回の平成22年3月の期末手当において引き下げる0.05カ月を合わせた0.25カ月を、改正前の支給月数、年4.4カ月から差し引いて年4.15カ月となります。

附則につきましては、条例の施行日を平成22年6月1日とするものであります。これは東大和市特別職職員の給与等に関する条例第5条において、「期末手当の支給方法は、一般職の職員の例による」と規定されており、平成22年6月期の期末手当の基準日が一般職と同様の平成22年6月1日となることから、条例の施行日を同日とするものであります。ただし、平成22年3月に支給する期末手当に関する付則第2項の改正規定は、その基準日が平成22年3月1日となることから、条例の施行日を同日とするものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小飯塚謙一君 降壇〕

○議長（粕谷洋右君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第1号議案 東大和市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

#### 日程第6 第2号議案 東大和市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（粕谷洋右君） 日程第6 第2号議案 東大和市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小飯塚謙一君 登壇〕

○副市長（小飯塚謙一君） ただいま議題となりました第2号議案 東大和市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正の主なものは、大きく分けて四つになります。一つ目は、東京都の人事委員会勧告に準じて給与改定を行うものであります。二つ目は、技能労務職の給与水準の引き下げについて東京都と同様の見直しを行うものであります。三つ目は、期末手当及び勤勉手当の役職者加算の加算割合を東京都に準拠させるものであります。四つ目は、暫定給料表の号給数を減じ、最高号給の給料月額を引き下げるものであります。

最初に、東京都の人事委員会勧告に準じた給与改定であります。当市の給与制度につきましては、民間賃金を反映し職務職責に応じた給与体系となっております東京都の給与制度に準拠しているところであります。このため給与改定につきましては、原則的に東京都の人事委員会勧告に準じて行うものであります。今回勧告内容に準じまして、次の4点の改正を行うものであります。

1点目といたしましては、公民較差を是正するため例月の給与を0.35%、金額にして1人平均、月額で約1,440円引き下げるものであります。

2点目といたしましては、平成22年度以降の期末手当の支給月数を0.35カ月、金額にして1人平均、年間で14万4,000円引き下げるものであります。この引き下げに伴い、勤勉手当を含めた年間の支給月数は4.5カ月から4.15カ月となります。平成21年度につきましても、期末手当及び勤勉手当の年間支給月数を4.15カ月とするため、既に平成21年6月の期末手当において引き下げた0.2カ月分に加え、さらに平成22年3月の期末手当において0.15カ月引き下げます。なおこの期末手当につきましては、4点目で御説明いたします所要の調整と合わせまして0.206カ月引き下げるものであります。

3点目といたしましては、東京都においては給与構造改革の一環として、給与月額を引き下げて地域手当の支給割合を引き上げる配分変更を平成22年度まで順次実施しておりますが、これにより東京都では平成22年1月1日から地域手当の支給割合が16%から17%に引き上げられ、その一方でこの引き上げた分に相当する給料が0.85%程度引き下げられております。当市では地域手当の支給割合を10%に据え置いたまま、平成22年4月1日からこの引き下げ後の東京都の給料表に準拠してまいりますので、0.85%、例月給にして約3,470円の実質的な給与の引き下げとなります。

以上の1点目から3点目までの給与改定を合わせますと、金額にして1人平均、年間で約22万3,000円の引き下げになります。

4点目としまして、平成21年4月から平成22年3月までの期間における公民較差相当分を解消するため、マイナス0.35%の給与改定を平成21年4月から適用した場合の引き下げ額に相当する金額を、平成22年3月に支給する期末手当から差引く所要の調整を行うものであります。この結果、平成22年3月の期末手当の支給月数は改正前の0.25カ月から、2点目で御説明申し上げた0.15カ月を差し引き、さらに所要の調整として0.056カ月を差し引くことにより、0.044カ月支給するものであります。

次に大きな改正点の二つ目といたしまして、東京都に準じた技能労務職の給与水準の引き下げについてであります。東京都は、平成22年4月1日から技能労務職の給与について、国や民間の給与との均衡を図る観点から、技能労務職に適用する行政職給料表（2）を平均8%引き下げ、号給の間差を圧縮します。号給の間差が圧縮されたことにより、この新給料表への切りかえ後における昇給は昇給額が抑制されることとなります。さらに東京都は昇給の調整措置を行います。東京都の昇給は、4号給を標準として行うこととしていますが、平成22年4月1日の昇給に当たって、1号給から最大11号給の昇給抑制を行うこととし、同日の昇給において調

整し切れない号給数については翌年度以降の昇給において調整するとしています。例えば7号給の昇給調整を行う職員については、平成22年4月1日の昇給において、7号給のうち4号給について昇給調整を行うことにより当該年度の昇給はなくなります。また調整し切れない残りの3号給については、翌年度の昇給において調整を行うものであります。市におきましても、東京都に準じた給料表の引き下げ及び昇給の調整を実施します。

次に大きな改正点の三つ目といたしまして、期末手当及び勤勉手当の役職者加算の加算割合を東京都に準拠させる見直しであります。期末手当及び勤勉手当の役職者加算につきましては、民間賞与が上位の役職ほど支給割合が高くなっている実態を踏まえた人事院勧告及び東京都人事委員会勧告に基づき、本市においても平成22年4月1日以降、期末手当及び勤勉手当について適用しております。その加算割合は、部長及び局長が20%、参事及び課長が15%、係長が7%、主任及び技能主任が5%としておりましたが、平成18年4月から東京都が係長、主任及び技能主任について段階的な引き下げを行い、係長6%、主任及び技能主任を3%に引き下げる改正を行っています。今回この引き下げ後の東京都の加算割合に準拠させるため、係長の加算割合を6%、主任及び技能主任の加算割合を3%に改めるものであります。なお技能主任につきましては、先ほど御説明申し上げました給与水準の見直しを行いますことから、激変緩和のため経過措置として平成22年6月及び平成22年12月並びに平成23年3月の期末手当及び勤勉手当に限り加算割合を4%とするものであります。

次に大きな改正点の四つ目といたしまして、暫定給料表の号給数を減じ、最高号給の給料月額を引き下げるものであります。暫定給料表につきましては、平成20年4月、それまでの独自の給料表から東京都の給料表へ移行した際の激変緩和措置として、平成27年3月まで設定することとしております。この暫定給料表は東京都の給料表を足伸ばした形で設定しているため、暫定給料表の給料月額は東京都の同一職層の給料月額に比べ高くなりますが、東京都の上位級よりも高い水準の給料月額まで規定されていることから、これを是正するものであります。

なお以上の改正に関する職員組合との交渉につきましては、労使とも真摯な協議を重ねた結果、平成22年2月12日に同意をいただいております。

内容について御説明申し上げます。

最初に、第17条第2項中「100分の165」を「100分の147.5」に改めるとするものであります。

これは既に申し上げましたように、期末手当と勤勉手当を合わせた年間の支給月数を4.5カ月から0.35カ月引き下げて4.15カ月とするため、6月の期末手当と12月の期末手当の支給月数をそれぞれ0.175カ月引き下げるものであります。

次に、付則第20項を次のように改めるとして、見出しを「(平成22年3月に支給する期末手当に関する特例措置)」に改め、同項を「平成22年3月に支給する期末手当に関する第17条第2項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは、「100分の4.4」とする。」に改めるものであります。

これは既に申し上げましたように、平成21年度の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数を0.35カ月引き下げて4.15カ月とするために、平成22年3月の期末手当から引き下げる0.15カ月と所要の調整により引き下げる0.056カ月を合わせた0.206カ月を引き下げ、平成22年3月の期末手当として0.044カ月を支給するものであります。

次に、別表第1及び別表第2を次のように改めるとするものであります。別表第1は、行政職給料表(1)を改めるものであります。別表第2は、行政職給料表(2)を改めるものであります。行政職給料表(2)につきましては、平均8%の引き下げを行うとともに号給の間差を圧縮しています。

次に、別表第4中「100分の7」を「100分の6」に、「100分の5」を「100分の3」に改めるとするものがあります。

これは既に申し上げましたように、期末手当及び勤勉手当の役職者加算について、係長の加算割合を7%から6%に、主任の加算割合を5%から3%にそれぞれ引き下げるものであります。

附則について御説明申し上げます。

附則第1項は、条例の施行日を平成22年4月1日とするものであります。ただし、平成22年3月に支給する期末手当に関する特例措置を定めた付則第20項の改正規定は、施行日を平成22年3月1日とするものであります。

これは東大和市職員の給与に関する条例第17条第1項の規定により、平成22年3月に支給する期末手当の基準日は平成22年3月1日となり、同日までに施行する必要があることから、条例の施行日を平成22年3月1日とするものであります。

附則第2項は、行政職給料表（1）及び行政職給料表（2）の旧給料表から新給料表への切りかえの規定であります。

附則第3項は、行政職給料表（2）の旧給料表から行政職給料表（2）の新暫定給料表への切りかえの規定であります。

附則第4項は、行政職給料表（1）及び行政職給料表（1）の旧暫定給料表から新暫定給料表への切りかえの規定であります。

附則第5項は、新暫定給料表の号給数を減じ、最高号給を引き下げたことに伴い、新暫定給料表において適用すべき号給がないものの給料月額の規定であります。

附則第6項は、旧給料表から新給料表への切りかえ後に、新給料表の最高号給に達したものが昇給要件を満たす場合は、平成27年3月31日までは新暫定給料表を適用することとし、その際の職務の級と号給を定める規定であります。

附則第7項は、新暫定給料表の最高号給に達した場合は、昇給させない規定であります。

附則第8項は、行政職給料表（2）の新給料表及び新暫定給料表の適用を受けるものの昇給抑制に関する規定であります。平成22年4月1日の昇給について、標準の昇給号給数の4号給から号給の切りかえ及び調整号給数表に定める調整号給数を差し引くものであります。なお4号給から引き切れない残りの調整号給数については、翌年度以降の昇給から差し引くことになります。

附則第9項は、新給料表または新暫定給料表から、昇格等により適用する職務の級及び号給がない場合の取り扱いの規定であります。

附則第10項は、新暫定給料表による経過措置終了時にあります平成27年3月31日を超えて在職する同表の適用を受けている職員の給料月額を定めるための規定であります。

附則第11項は、期末手当及び勤勉手当の役職者加算の経過措置に関する規定であります。技能主任については、役職加算5%を3%に改めるに当たりまして、激変緩和措置として平成22年6月及び12月並びに平成23年3月に支給する期末手当及び勤勉手当に限り、役職者加算の割合を4%とするものであります。

続きまして、附則別表について御説明申し上げます。

附則別表第1は、行政職給料表（2）の旧給料表から新給料表及び新暫定給料表への切りかえに伴う新号給及び昇給の調整を定める表であります。

附則別表第2は、行政職給料表（1）の新暫定給料表であります。

附則別表第3は、行政職給料表（2）の新暫定給料表であります。

附則別表第4は、行政職給料表（2）の旧暫定給料表から新暫定給料表への切りかえに伴う新号給及び昇給の調整を定める表であります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小飯塚謙一君 降壇〕

○議長（粕谷洋右君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○18番（中間建二君） 2点伺います。

先ほどの説明で、今回の改正によりまして1人当たり約22万3,000円の減額という御説明でしたが、東大和市全体の職員人件費としてはどのような影響があるのか確認をさせていただきたいと思います。

それから2点目として、地域手当の関係で、本来的には東京都の給料表に移行する中で、国の指導等がある中での減額ということで、職員組合との調整も、当然これは職員の側の皆さんの言い分もあるかと思ひますけれども、市側としてどういう御説明をなされて調整されたのか、また職員側、組合側からどういう意見があったのか、また結果的にどのような形で合意がなされたのか、改めて御説明をお願いしたいと思います。

○職員課長（溝呂木公一君） 2点の御質疑をされました。

1点目の職員1人当たり22万3,000円程度の減額、全体の人件費としてはどのくらいの減額かという御質問だったと思ひます。先ほどの御説明は、あくまでも給与額の減でございます、これに付随します共済組合の負担金ですとか退職手当組合の負担金などを合わせますと、全体で1億3,000万円程度の削減額になっております。これは当然来年度の予算に反映されているものでございます。

次に、地域手当の関係でございます。職員組合とは、昨年21年の4月1日から国基準の10%への移行を職員組合は同意していただきました。今回につきましても、その同意に基づきまして国基準の10%で職員組合といふということで——職員組合のほうは抵抗といひますか、やはり割り切れないものがあつたといふことは重々承知しておりますけれども、国基準の10%で組合員に執行部のほうから説得していただきまして、10%の地域手当ですね、国基準でいふということで了承していただきました。また市の方針といたしましても、国基準の10%から出るといふことは、東京都、国、それぞれからの補助金とか交付金とか、そういったものにも多分に影響する関係がございますので、市の方針も地域手当は10%でいふということで折衝を行いました。

以上でございます。

○2番（西川洋一君） 私は賃金は労働者及び使用者の間で協議して決めるというのが原則というふうには理解しておりますので、職員組合との協議も調つたといふことで、この条例が提案されてきたことに対しては反対するものではありませんが、幾つか質疑します。

一つ事例を申し上げます。先日、商工会の賀詞交歓会がありまして、その場で話になったんですが、大変売上げが減つて困つてると。そこで、20年度では市の職員の皆さんの給料が3億円も減つたんですといふふうには言ひましたら、ああそれじゃ売上げが下がるわけだよといふ話にもなつたんですね。まあこれは身近な、卑近な例かもしれませんが、労働者の賃金、市民の賃金が下がれば売上げが下がり、景気回復がますますおくれいていくということにつながると思ひます。こうしたことから、やはり私は労働者の賃金は下げるべきでないといふふうには思つているところです。こうした労働者の賃金と経済の問題について、市長はどのように

お考えか。

それからまた人事院勧告による引き下げというふうになっておりますけれど、過去においては人事院勧告というのは民間の労働者の賃金が上がったときに、公務員の賃上げ闘争というのはなかなかできない。つまり労働基本権、特にスト権が禁止されてる——剥奪されてるわけですよ。そういう中で公務員労働者の生活をどう守っていくか、まあそういう大きな流れの中で、そういう制度が制定されて賃金もそこから提案されるということだったと思うんです。今民間の労働者の賃金が下がってきているという中で、逆に公務員の賃金を下げるといふ話になるわけですよ。しかし下げられる労働者は、それに抗して闘う、つまりスト権をもっても闘うべき、そういう権利が本来あるはずなんです。ところがそれが剥奪されているという状況なんですよ。ですからこうした制度についても、やはり大きな問題点があると思います。その制度の上によって賃下げがどんどんされるということに対しては、私はこれは社会的にもよくないというふうに思いますが、市長はいかがお考えか。

それから民間の労働者の賃金が下がるというふうになっておりますけれど、例えば東大和市が委託業務を出す。委託を出すと市の持ち出しのお金が下がると言いますよね。だけど例えば体育館などの管理委託を出したとしまして、光熱水費などは民間だろうが行政だろうが変わらないと思うんですよ。変わらないけど何が変わるか、やはり賃金なんです。そこで安い賃金に民間を陥れてく、そのことがまた公務員の賃金にはね返ってくるというような仕組みになってるというふうに思うんです。こういう仕組みについては、やはり非常に私は積然としないものを感じます。

私どもの共産党の政策の中には、それでは本当に日本全体の労働者の賃金を引き下げなければならない状況かといえば、いやそうじゃないだろうと。大企業を中心に巨額の内部留保、このほんの一部を労働者のために、そしてまた中小業者のために使えば十分に、賃下げはしなくて、逆に雇用を守り、賃金を守ることができるという政策を掲げていますけれど——そういう観点があります。市長が、やはり今の状況の中で市財政が厳しいからということが一つの理由になってると思いますけれど、単純にどんどん労働者の賃金を下げていいものかどうか、ここに私は大きな疑問を持ちますので、今幾つか述べました質疑に対してお答えをお願いしたいと思います。

○市長（尾又正則君） 現政権は「コンクリートから人へ」というキャッチフレーズを出しておりますけれども、いわゆる歴史をひもとくとニューディール、これにつきましてもコンクリートから乗数を生みました。したがって、現政権は乗数を生むような政策をしてないというところに低迷がございます。

せんだって国会でもって、ある政治家が予算委員会で菅直人さんに対して子ども手当に対する消費性向と乗数について質問しました。しかし菅直人大臣は意味がわからず答弁できなかった。4回も中断したわけでありまして、最後は官僚の書いた答案——答弁を読んだようでありますけれども、少なくとも現政権のやるべきことは乗数を生むべき経済政策をやるべきだと私は思っています。単なる観念でなくして、どうしたら乗数を生むような政策をとるか、ここにかかっていると私は思っております。

確かに今民間の労働者も公務員も非常に苦しんでいる。市でも市長を初めすべての職員が給料をカットしている。こういう状況は私はよくないと思っております。であるならば、私はニューディールとは言わないけれども、少なくとも乗数を生むような政策を国がとるべきであると私は思っております。

○2番（西川洋一君） 公務員労働者のスト権が剥奪されて、スト権をもっても生活が下がることには反対だということができないわけですが、こうしたことについてはいかがお考えでしょうか。

○市長（尾又正則君） 公務員のスト権の剥奪は、戦後のマッカーサーの政策でございました。そこにおいて公務員はスト権を奪われたというふうに、歴史的には私もそのように解釈しております。けれどもここでもって我々が注意したいことは、公務員労働者にスト権を与える前に、まずはしっかりと国が経済政策をとって、ストをさせないような政策をとるべきだというふうに私は思っております。

○議長（粕谷洋右君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第2号議案 東大和市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

日程第 7 第3号議案 平成21年度東大和市一般会計補正予算（第5号）

日程第 8 第4号議案 平成21年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

日程第 9 第5号議案 平成21年度東大和市下水道事業特別会計補正予算（第3号）

日程第10 第6号議案 平成21年度東大和市土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）

日程第11 第7号議案 平成21年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

日程第12 第8号議案 平成21年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

○議長（粕谷洋右君） 日程第7 第3号議案 平成21年度東大和市一般会計補正予算（第5号）、日程第8 第4号議案 平成21年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）、日程第9 第5号議案 平成21年度東大和市下水道事業特別会計補正予算（第3号）、日程第10 第6号議案 平成21年度東大和市土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）、日程第11 第7号議案 平成21年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）、日程第12 第8号議案 平成21年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、以上6議案を一括議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小飯塚謙一君 登壇〕

○副市長（小飯塚謙一君） ただいま一括議題となりました第3号議案 平成21年度東大和市一般会計補正予算（第5号）から、第8号議案 平成21年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）までの6議案につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の補正予算を提案いたします理由は、ただいま議決をいただきました第1号議案及び第2号議案に伴う特別職職員を含む職員人件費の減額等により、一般会計ほか各特別会計での予算の補正が必要となりますことから御提案申し上げるものであります。

それでは、順次御説明申し上げます。

最初に、第3号議案 平成21年度東大和市一般会計補正予算（第5号）の内容であります。

1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,535万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ249億2,778万3,000円とするものであります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正につきまして御説明申し上げます。

1の歳入であります。

第17款の繰入金は4,535万円の減額で、財政調整基金取り崩しの減額であります。

次に、2の歳出であります。

第1款の議会費は45万円の減額で、職員人件費の減額であります。

第2款の総務費は112万8,000円の減額で、職員人件費の減額等であります。

第3款の民生費は2,042万4,000円の減額で、職員人件費等の減額であります。なお第1項の社会福祉費の中には、職員人件費に係る国民健康保険事業特別会計繰出金221万円、介護保険事業特別会計繰出金74万9,000円及び後期高齢者医療特別会計繰出金12万円の減額が含まれております。

第4款の衛生費は728万6,000円の減額で、職員人件費の減額であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

第6款の農林業費は38万円の減額で、職員人件費の減額であります。

第7款の商工費は5万円の減額で、職員人件費の減額であります。

第8款の土木費は600万円の減額で、職員人件費等の減額であります。なお第3項の都市計画費の中には、職員人件費に係る下水道事業特別会計繰出金72万円及び土地区画整理事業特別会計繰出金58万円の減額が含まれております。

第10款の教育費は963万2,000円の減額で、職員人件費の減額等であります。

次に、第4号議案 平成21年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の内容につきまして御説明申し上げます。

1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ221万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92億8,776万1,000円とするものであります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正で1の歳入であります。

第8款の繰入金は221万円の減額で、職員人件費に係る一般会計からの繰入金の減額であります。

次に、2の歳出であります。

第1款の総務費は221万円の減額で、職員人件費の減額であります。

次に、第5号議案 平成21年度東大和市下水道事業特別会計補正予算（第3号）の内容につきまして御説明申し上げます。

1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ72万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億9,762万円とするものであります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正で1の歳入であります。

第6款の繰入金は72万円の減額で、職員人件費に係る一般会計からの繰入金の減額であります。

次に、2の歳出であります。

第1款の総務費は34万円の減額で、第2款の事業費は38万円の減額で、いずれも職員人件費の減額であります。

次に、第6号議案 平成21年度東大和市土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）の内容につきまして御説明申し上げます。

1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ58万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億716万4,000円とするものであります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正で1の歳入であります。

第4款の繰入金58万円の減額で、職員人件費に係る一般会計からの繰入金の減額であります。

次に、2の歳出であります。

第1款の総務費は58万円の減額で、職員人件費の減額であります。

次に、第7号議案 平成21年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の内容につきまして御説明申し上げます。

1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ74万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億9,184万4,000円とするものであります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正で1の歳入であります。

第9款の繰入金74万9,000円の減額で、職員人件費に係る一般会計からの繰入金の減額であります。

次に、2の歳出であります。

第1款の総務費は74万9,000円の減額で、職員人件費の減額であります。

最後に、第8号議案 平成21年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の内容につきまして御説明申し上げます。

1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ12万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億1,655万円とするものであります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正で1の歳入であります。

第3款の繰入金は12万円の減額で、職員人件費に係る一般会計からの繰入金の減額であります。

次に、2の歳出であります。

第1款の総務費は12万円の減額で、職員人件費の減額であります。

以上であります。事項別明細書の説明につきましては省略させていただきたいと存じます。よろしく御願ひ申し上げます。

〔副市長 小飯塚謙一君 降壇〕

○議長（粕谷洋右君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○3番（尾崎利一君） 一般会計の補正予算説明書で、5ページのところで、財政調整基金の繰入金、取り崩しが減額というふうになってはいますが、この補正後での財政調整基金の残高は幾らになるのか伺いたいと思います。

それから2点目に、地域活性化・きめ細かな臨時交付金というのが、ことし1月15日に事務連絡がきて、制度要綱が29日にきてると思うんですけども、これは今回の補正予算に反映されてないようなんですけれども、この臨時交付金の趣旨と東大和市では幾らになるのか、それでこの扱いがどういうふうになるのか、今回のってないようなんですけれども、その点について伺いたいと思います。

○企画財政部長（浅見敏一君） まず1点目の財政調整基金の残高でございます。今回の5号補正で4,535万円の取り崩しの減額をいたしますので、その後で申し上げますと6億4,001万3,000円の残高になります。なお別に取り分けた保健センター分が1億4,300万8,000円ございますので、合わせますと7億8,302万1,000円の残高となります。

それから今回の国の補正の関係のきめ細かな臨時交付金関係でございますけれども、これにつきましては当市の3月の——今回の補正では計上してございませんが、3月の6号の補正ということで予定をさせていただきまして、現在最終調整をして議案の送付ということで段取りしておりますが、主には施設関係の——これについては改修関係の工事に充当したいということで準備をしております。金額ですが、ちょっと手元に1,000円単位までの数字はございませんけれども、9,200万円台の数字ということで、これは国から示された限度額を使いまして、あとは事業内容によりまして、当然契約いたしますと契約差金等も生じます。そういうことも考慮いたしまして、満額いただくためにですね、事業としてはそれに一般財源を加えた事業として歳出予算を計上して提案をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○3番（尾崎利一君） ありがとうございます。このきめ細かな臨時——きめ細やかなですかね、使い勝手がいいというたい文句になっているようですけれども、危険な橋梁の補修とか景観保全の必要性の高い地域における電線の地中化、都市部の緑化、森林における路網整備などのようなということで例示もされてるようですけれども、私たちも市民の暮らしを守るための予算要望なども行ってますが、これまでやる事業の財源に充てるというふうなことではなく、市民サービスの向上のためにぜひ活用していただきたいというふうに要望しておきます。

○議長（粕谷洋右君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

第3号議案から第8号議案までの6議案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第3号議案 平成21年度東大和市一般会計補正予算（第5号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

○議長（粕谷洋右君） 採決いたします。

第4号議案 平成21年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

○議長（粕谷洋右君） 採決いたします。

第5号議案 平成21年度東大和市下水道事業特別会計補正予算（第3号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

○議長（粕谷洋右君） 採決いたします。

第6号議案 平成21年度東大和市土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

○議長（粕谷洋右君） 採決いたします。

第7号議案 平成21年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

○議長（粕谷洋右君） 採決いたします。

第8号議案 平成21年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

○議長（粕谷洋右君） 以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって平成22年第1回東大和市議会臨時会を閉会いたします。

午前10時40分 閉議・閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 粕 谷 洋 右

署 名 議 員 関 野 杜 成

署 名 議 員 蜂 須 賀 千 雅